

地球環境学堂・学舎スーパーグローバルコース環境学分野内規（案）

平成28年 月 日
環境学分野長裁定

（趣旨）

第1 地球環境学堂・学舎に、（京都大学ジャパンゲートウェイ構想の一環として、）グローバルに活躍できる人材の育成を目的として、海外大学との連携・協力関係の強化を図り、当該分野トップレベルの研究者を招へいしてスーパーグローバルコースを実施するため、スーパーグローバルコース環境学分野（以下「分野」という。）を置く。

（実施部局）

第2 分野における教育研究は、地球環境学堂・学舎及び農学研究科が連携して行う。

（分野の期間）

第3 分野の実施期間は、平成36年3月31日までとする。

（分野長）

第4 分野に分野長を置く。

2 分野長は、第2条に掲げる部局の教員から分野会議が決定する。

3 分野長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の分野長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 分野長に事故があるときは、あらかじめ分野長が指名する者が、その職務を代行する。

5 分野長は、分野の所務を掌理する。

（分野会議）

第5 分野に、分野における教育研究の実施その他運営に関する重要事項を審議するため、分野会議を置く。

2 その議長は、分野長が務める。

3 分野会議の構成員は、分野に属する分野構成員の中から分野長が指名する。

4 分野会議は、分野会議構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

5 分野会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

6 その他分野会議の組織及び運営に関し必要な事項は、分野会議が定める。

（構成員の選考）

第6 分野構成員を選考する必要があるときは、分野長は分野会議にはかる。

2 分野会議は、候補者の研究歴等必要な事項を調査審議し、候補者を決定する。

3 その他分野構成員の選考に関し必要な事項は、分野会議が定める。

（事務）

第7 分野の事務は、地球環境学堂事務において処理する。

(その他)

第8 この内規に定めるもののほか、分野の組織及び運営に関し必要な事項は、分野長が定める。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。